

令和5年度

いじめ防止基本方針

東近江市立八日市西小学校

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

こうしたいじめから一人でも多くの児童を救うためには、教職員一人ひとりが、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こりうる」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければなりません。

本校では、「いじめ対策委員会」を常設し、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針として「学校いじめ防止基本方針」を策定し、東近江市教育委員会と適切に連携のうえ、当該基本方針に基づき、いじめの問題に組織的に取り組みます。

I いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめ防止等のための対策の基本的な考え方

いじめ防止等のための対策は、児童を一人の人格として尊重し、その声に耳を傾け、児童の置かれている状況の気持ちを理解しながら、その思いを聴き出すまで関わっていくことが重要です。また、このことを通して、児童自身の力でいじめ問題を解決できるよう支援していくことが重要です。

このため、本校では、こうした「子ども目線」に立って、子どもの最善の利益の実現を目指し、「いじめ防止対策推進法」（平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。）第 3 条に規定する「基本理念」にのっとり、保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止および早期発見に取り組むとともに、本校に在籍する児童がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対処します。

(1) いじめの防止

いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものととらえ、根本的にいじめの問題を克服するために、全ての児童を対象としたいじめの未然防止の観点に立ち、いじめの未然防止を必須の課題とします。

このため、本校では、全ての児童を、心の通う対人関係が構築できるよう育み、いじめを生まない環境をつくるために、地域、家庭その他の関係者と一体となって継続的な取組を進めます。

また、教育活動全体を通じ、全ての児童に「いじめは決して許されない。いじめられている人を守り通す。」ことの理解を促すとともに、豊かな情操や規範意識、自尊感情や自己有用感、社会性、人を思いやる心などを育みます。

さらに、保幼小中が連携し、就学前から義務教育終了まで、児童が豊かな人間関係をつく

ることができるよう、児童一人ひとりに、あらゆる教育活動を通じて、相手の気持ちを理解できる心の育成を図るとともに、児童が人権の意義や人権問題について正しく理解し、自分と他者の人権をとともに大切にし、実践的な態度を身につけられるよう努めます。

加えて、児童の自発的・自治的な活動を進め、児童自らがいじめの未然防止に取り組むなど、全ての児童にとって居心地のいい学級・学校づくりを推進します。

(2)いじめの早期発見

いじめは、大人からは見えにくく、また、事実認定が難しいものです。しかしながら、いじめを見逃してしまうと、より深刻な状況を招いてしまいます。

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であることから、全ての大人が連携し、児童のささいな変化に気づく力を高めることが必要です。

このため、本校では、日頃から児童の様子をしっかりと見守り、わずかな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、速やかに的確な関わりを持ち、いじめを隠そうとすることなく、また、いじめを軽視せず積極的に認知します。この際、個々の行為（けんかやふざけ合い等）がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けた児童の立場に立って行います。

また、教職員の間や学校と保護者との間で情報を共有し、児童の状況をきめ細かに把握するよう努めます。さらに、児童にとって、いじめられていることは周りに相談しにくいものであるだけに、児童が安心して相談できるよう、教職員は、日頃から積極的に児童に声をかけをするなど、児童との信頼関係を築くとともに、学校として、定期的な調査や教育相談の実施、相談機関の周知等により、いじめを訴えやすい体制や環境を整えます。

加えて、より多くの大人が児童の悩みや相談を受け止めるため、地域、家庭が組織的に連携・協働することに努めます。

(3)いじめへの対処

児童からいじめの相談を受けた段階、あるいは、いじめがあることが確認された段階では、すでに深刻な状況にあるとの認識に立つ必要があります。

このため、本校では、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童を守り通す姿勢で児童の安全を確保しつつ、「いじめ対策委員会」において直ちに対処します。

この際、いじめを受けた児童の立場に配慮しつつ、関連する児童から事情を確認するとともに、必要に応じて専門家と連携し、適切な支援に努めます。

また、家庭や教育委員会への報告・連絡を行い、緊密な連携を図ります。

加えて、いじめを行った児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合やネット上に不適切な通信があり迅速な対応が必要な場合には、必要に応じて、福祉、医療、司法、警察等の関係機関と適切な連携を図ります。さらに「いじめ防止対策推進法第28条」に規定された重大事態が発生した場合、法に則り、速やかに市教育委員会に報告、連絡、相談し、その指導の下で学校または市教育委員会が主体となる「重大事態調査委員会（仮称）」による調査を進め、それに応

じた措置をとります。

このため、日頃から全ての教員の間で、いじめを把握した場合の対処のあり方について共通理解を図るとともに、迅速かつ的確に対処できるよう、関係機関との連携に努め、情報共有する体制を構築します。

2 いじめ対策委員会の設置

本校では、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、法第 22 条に規定される組織として「いじめ問題対策委員会」を「仲間部会（生活指導委員会）」の中に常設します。

その役割等については、以下のとおりとします。

(1) 役割

- ①いじめの防止等の取組の年間計画を作成する。
- ②いじめの防止等の取組について、全ての教職員間で共通理解を図る。
- ③いじめの防止等の取組の実施、進捗状況の確認を行う。
- ④児童や保護者、地域に対し、いじめの防止等の取組についての情報発信やいじめに関する意識啓発のための取組を行う。
- ⑤いじめの疑いや児童の問題行動などに関する情報の収集と記録、共有を行う。
- ⑥いじめの疑いに関する情報があつた時には緊急会議を開催し、いじめの情報の迅速な共有を図り、教職員や関係のある児童等への事実関係の聴取、児童に対する支援・指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携等の対応を行う。
- ⑦いじめとして対応すべき事案か否かの判断を行う。
- ⑧重大事態に係る調査の母体となり調査を行う。
- ⑨PDCAサイクルに基づき、毎年度、いじめの防止等の取組の検証を行うとともに、その結果等を勘案して、必要に応じて学校いじめ防止基本方針の見直しを行う。

(2) 構成員

いじめ問題対策委員会の構成員は、校長、教頭、教務主任、児童生徒支援加配、生徒指導主任、教育相談主任、人権教育主任、児童会担当、学年主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーターとします。

なお、個々の事案に応じて、関係の深い教職員を追加します。また、事案の性質等、必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、警察官・教員経験者など外部専門家の参加を得ます。

(3) 関係する委員会等との連携

いじめの防止等の取組の実施に当たっては、生徒指導推進委員会、教育相談部会、人権教育推進委員会等と役割分担し、連携して取り組みます。

Ⅱ いじめの防止等のための対策に関する事項

1 いじめの防止のための取組

(1) いじめについての共通理解

- ①いじめの原因や背景、いじめを把握した場合の対処のあり方や具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知徹底し、共通理解を図ります。
- ②特別支援教育コーディネーターを中心とし、障害に対する教員の理解不足が児童の偏見につながり、いじめを生み出す契機となるようなことがないよう、特別な支援を必要とする児童の理解を図る研修を推進します。
- ③日頃から、教職員が相互に積極的に児童についての情報を共有します。
- ④全校集会や学級活動等を通じて教員がいじめの問題について触れ、学校全体に「いじめは人間として絶対に許されない。いじめられている人を守り通す。」という雰囲気醸成します。

(2) いじめに向かわない態度・能力の育成

- ①教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育および体験活動の充実を図り、社会性や規範意識、思いやりなどの豊かな心を育むとともに、人権を尊重する実践的態度を養います。
- ②児童が自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していく力や円滑に他者とのコミュニケーションを図るための能力の育成に努めます。

(3) いじめが行われないための指導上の留意点

- ①児童一人ひとりを大切にしたい分かりやすい授業づくりに努めます。
- ②人間関係を把握して、児童一人ひとりが活躍できる集団づくりに努めます。
- ③教職員の不適切な認識や言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導のあり方には細心の注意を払います。

(4) 児童の自己有用感や自己肯定感の育成

- ①家庭や地域の人々などにも協力を求め、教育活動全体を通じて、全ての児童が活躍でき、自己有用感を高められる機会の設定に努めます。
- ②自己肯定感を高めるため、困難な状況を乗り越えるような体験の機会の設定に努めます。

(5) 児童自らがいじめについて学び、取り組む環境づくり

- ①児童会等の活動により、児童自らがいじめの問題について学び、主体的に考え、いじめの防止を呼びかけるような取組を推進します。
- ②教員は、全ての児童が、主体的な活動の意義を理解し、自主的・積極的に活動に参加する

よう指導・支援します。

(6) 家庭や地域との連携

①家庭や地域に対して、いじめ問題に取り組むことの重要性について啓発するとともに、家庭訪問、地域懇談会や学校だよりなどを通じて家庭や地域との緊密な連携・協力を図ります。

2 いじめの早期発見のための取組

- (1) 日常的に児童に声かけをするなど、児童との信頼関係を深め、安心して相談できる体制づくりに努めます。
- (2) 休み時間など、学校生活の様々な場面を通じて児童の様子を把握するよう努めます。
- (3) 学期に1回程度、また、必要に応じて、個人面談などの教育相談を実施します。
- (4) 養護教諭を中心とするなどにより、教職員間の情報共有に日頃から努めます。
- (5) 学期に1回以上の定期的なアンケート調査を実施します。
- (6) 家庭訪問等を活用して、保護者との緊密な連携に努めます。
- (7) 保健室の利用や教育相談日などの活用について、児童や保護者に周知します。
- (8) スクールカウンセラーと連携して、ストレスマネジメントやアンガーマネジメント等の心理授業を実施します。

3 いじめへの対処

(1) いじめの発見・通報を受けた時の対応

- ①遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合には、その場でその行為を制止します。
- ②児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、いじめを受けたとする児童の立場に立って、真摯に傾聴します。この際、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保します。
- ③発見・通報を受けた教職員は、直ちにいじめ対策委員会に報告します。
- ④報告を受けたいじめ対策委員会は、その情報を共有、記録し、直ちに関係児童から事情を聴き取り、いじめの事実の有無を確認します。
- ⑤事実確認の結果は、校長が速やかに市教育委員会に報告し、緊密な連携を図ります。
- ⑥教職員全員の共通理解の下、関係の保護者の協力を得て対応します。
- ⑦いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談して対処します。
- ⑧児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるとき、また、ネット上の不適切な通信があり迅速な対応を要するときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求めます。

(2)いじめを受けた児童またはその保護者への支援

- ①いじめを受けた児童の立場に立って受容的に事実関係を聴取します。
- ②家庭訪問等により、発覚した当日のうちにいじめを受けた児童の保護者に事実関係を伝えます。
- ③複数の教職員で当該児童を見守ります。
- ④教職員、家族、親しい友人等、いじめを受けた児童にとって信頼できる人と連携し、いじめを受けた児童に寄り添い支え守り通す体制をつくります。
- ⑤必要に応じて、いじめを行った児童を別室指導とする等、いじめを受けた児童等が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図ります。
- ⑥状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、警察官や教員経験者などの外部専門家に協力を依頼します。
- ⑦いじめが解消したと思われる場合（『いじめの行為が少なくとも3箇月止んでいること』『当該児童が心身の苦痛を感じていないこと』）においてもいじめが再発する可能性があります。これを踏まえ、継続した見守り等の支援を行います。
- ⑧聴き取り等によって判明した事実は、適切にいじめを受けた児童の保護者に提供します。

(3)いじめを行った児童への指導またはその保護者への助言

- ①いじめを行った児童から、複数の教職員で事実関係を聴取します。
- ②いじめを行った児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮します。
- ③いじめは人格を傷つけ、生命、身体または財産を脅かす行為であり、絶対に許されないことを理解させるとともに、自らの行為の責任を自覚させます。
- ④いじめを行った児童の保護者への連絡を迅速に行い、協力して対応に当たります。
- ⑤状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、警察官・教員経験者などの外部専門家に協力を依頼します。
- ⑥児童のプライバシーに十分留意して対応します。
- ⑦孤立感や疎外感を与えないよう、教育的配慮の下、個々の状況に応じた指導計画による指導を行います。
- ⑧警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をします。
- ⑨教育上必要と認めるときは、児童に対して、学校教育法第11条の規定に基づく懲戒を加えたり、特別指導を行ったりする等、適切な指導を行います。

(4)いじめが起きた集団への働きかけ

- ①いじめを見ていた児童に対しても、十分に聴き取りをしたうえで、自分の問題として捉えさせます。
- ②いじめをやめさせることはできなくても誰かに知らせる勇気を持つよう指導します。
- ③はやしたてるなどの行為は、いじめに加担する行為であることを理解させます。

- ④学級全体で話し合いの場面を設定するなどして、いじめは絶対に許されない行為であることを徹底し、防止に努めようとする態度を育てます。
- ⑤全ての児童が、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるよう集団づくりを進めます。
- ⑥必要に応じ、学級・学年・学校単位での保護者会を開催し、いじめの事実と学校の方針や対応について説明し、理解と協力を求めます。

(5) 特に配慮が必要な児童への対応

特に配慮が必要な児童に対し、適切な支援、保護者との連携及び周囲の児童への指導を組織的に行います。

- ①発達障害を含む障害のある児童
- ②外国にルーツを持つ児童
- ③性同一性障害や性的指向・性自認により不安を抱いている児童
- ④震災により被災した児童、又は原子力発電所事故により避難している児童

4 ネット上のいじめへの対応

(1) ネット上のいじめの防止、早期発見のための取組等

- ①教員に対し、インターネットを通じて行われるいじめの現状や危険性および効果的な対処に関する研修を実施し、対応力を高めます。
- ②児童や保護者に対し、ネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組を周知します。
- ③児童に対し、情報モラルや情報リテラシーに関する教育を推進します。
- ④保護者に対して、ネット上のいじめについての理解を促します。

(2) ネット上のいじめへの対処

児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報して連携し、必要に応じて法務局に協力を要請します。

5 その他

(1) 校務の効率化

一部の教職員に過重な負担がかからないよう校務分掌を適正化し、組織体制を整えるなどして、校務の効率化を図ります。

(2) 学校評価

いじめの実態把握や適切な対応が促されるように目標を設定し、評価を行い、その結果を公表するとともに、改善に取り組みます。

(3) 教職員の人事評価

児童観察、児童理解、いじめの防止等に関する指導支援が評価されるようにします。

6 重大事態の対処

「いじめ防止対策推進法第28条」に規定された重大事態が発生した場合、法に則り、速やかに市教育委員会に報告、連絡、相談し、その指導の下で学校または市教育委員会が主体となる「重大事態調査委員会（仮称）」による調査を進めます。調査後、重大事態の事実関係等その他の必要な情報を児童や保護者、関係機関等に適切に提供します。また、関係機関等の再調査に全面的に協力します。児童の状況に応じて、4の項「いじめに対する措置のための具体的対応及び学校体制」に準拠し、重大事態に合わせた措置をとります。

III その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

1 基本方針、年間計画の見直し

策定した学校基本方針や年間計画は、PDCAサイクルに基づき、毎年度見直します。

2 基本方針、年間計画の公開

策定した学校基本方針や年間計画は、学校のホームページなどで公開します。

いじめ防止年間計画

月	学校体制 組織・各種会議委員会・校内 研修会等	いじめの未然防止対策 「居場所づくり」「絆づくり」等	早期発見の手立て いじめアンケート、教育相談、 等
4	いじめ問題対策委員会 職員会議（周知）	学年学級目標・学級集団づくり 各学級人権宣言	日記等
5	特別支援教育研修会		
6		たてわり活動	いじめアンケート実施 児童個別面談
7	職員会議（1学期総括）	たてわり活動・あいさつ運動 養護学校との交流集会	教育相談
8	職員夏季研修 特別支援教育研修会		
9		運動会たてわり活動	
10		たてわり遠足	
11		たてわり活動 情報モラル学習 人権集会	いじめアンケート実施 児童個別面談
12	職員会議（2学期総括）		教育相談
1		たてわり活動	
2	学校評価	たてわり活動	いじめアンケート実施
3	職員会議（年間総括）	たてわり活動	教育相談

通年	・船岡中学校区研究会仲間づくり部会：自尊感情にかかる研究実践 ・随時ケース会議 ・スクールカウンセラー活用（心理授業の実施） ・スクールソーシャルワーカーの活用 ・さわやか相談員、学校問題対策支援員の活用	・ロング昼休み ・学級組織づくり ・学級アセスメントテスト ・ソーシャルスキルトレーニング ・グループエンカウンター ・話し合い活動の活性化	・毎週の教務部会と生徒指導及び教育相談，なかま部会と報告連絡相談確認 ・毎月保護者教育相談 ・スクールガード見守り ・地域駐在所連携 ・民生児童委員連携
----	--	---	--